

## 平成 28 年 1 月 定例教育委員会 議事録

日 時 平成 28 年 1 月 25 日 (月) 開会 16 時 48 分  
閉会 17 時 48 分

場 所 教育委員会室

出席者 教育長 寺岡 悌二  
教育委員 福島 知克 教育委員 (教育長職務代理者)  
明石 光伸 教育委員  
高橋 護 教育委員  
小野 和枝 教育委員  
議事録署名委員 小野 和枝 教育委員

教育庁 湊 博秋 教育参事  
重岡 秀徳 教育次長兼教育総務課長  
篠田 誠 学校教育課長  
永野 康洋 生涯学習課長  
溝部 敏郎 スポーツ健康課長  
大鳥 悦子 学校教育課参事  
猪俣 正七郎 学校教育課参事兼総合教育センター所長  
赤峰 三代子 生涯学習課参事  
三木 武夫 別府商業高等学校事務長  
平岡 美佐子 人権同和教育啓発課参事兼学校教育課参事  
三宅 達也 教育総務課課長補佐兼教育企画係長  
志賀 貴代美 教育総務課主幹兼指導主事  
大嶋 健司 教育総務課主任

傍聴人 0名

- 議事日程
- 第 1 議事録署名委員の指名について
  - 第 2 平成 28 年度「別府市教育行政基本方針」について  
【平成 27 年議第 65 号】※継続審議
  - 第 3 別府市公民館条例施行規則の一部改正について  
【平成 27 年議第 70 号】※継続審議
  - 第 4 別府市市民会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正  
について【平成 27 年議第 71 号】※継続審議
  - 第 5 別府市立少年自然の家の設置および管理に関する条例の一部改正  
について【平成 27 年議第 72 号】※継続審議
  - 第 6 別府市文化財保護審議会への諮問について【議第 1 号】
  - 第 7 別府市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正について  
【議第 2 号】
  - 第 8 別府市立学校職員の給与等に関する条例の一部改正について  
【議第 3 号】
  - 第 9 別府市立小学校・中学校学校管理規則の一部改正について  
【議第 4 号】

第 10 別府市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部改正について【議第 5 号】

- その他 (1) 平成 27 年度卒業（園）式・平成 28 年度入学（園）式の出席（案）について  
(2) 西・青山統合小学校（仮称）関連日程・校章・校歌について  
(3) 2 月定例教育委員会の開催日程について

## 議 事 録

### ◎ 開 会

寺岡教育長 平成 28 年 1 月の定例教育委員会を今から開催いたしたいと思います。

---

### ◎ 議事録署名委員の指名について

寺岡教育長 議事日程第 1、議事録署名委員の指名について、今回は小野和枝委員にお願いをいたします。

---

### ◎ 平成 28 年度「別府市教育行政基本方針」について

寺岡教育長 本日の議事日程第 2、平成 27 年議第 65 号 平成 28 年度「別府市教育行政基本方針」について、継続審議となっております。では、教育次長兼教育総務課長よりお願いします。

教育次長 お手元のカラーで作った案をご覧ください。まず、中を開いていただいて、前回の定例教育委員会でご指摘をいただいた「『教育のまち べっぷ』を目指して」の所ですが、「産み、育て」という文言がありましたので、ご指摘の部分を削除して、掲載されていますとおり「（略）学校・家庭・地域が協働した子育てのしやすいまちづくりを推進し、郷土への誇りと夢を併せ持つ豊かな人間性や社会性を備えた『別府っ子』を育成していきます。」と修正しました。それから、左側の「幼小中連携教育の推進」の所で、「芯の通った学校組織」という言葉がありましたけれども、わかりにくいということで、今回は「子どもたちにとって魅力ある学校（園）を目指し、幼小中連携教育に力を入れていきます。」と文言を変えました。それと、更に中を開いていただくと、全体が少し薄暗い感じがしますので、印刷業者に明るく見えるようお願いをしていきたいと考えております。それと、表紙でございますが、お手元の表紙は A 案ですけれども、別添で B 案、C 案、D 案を掲載しておりますが、平成 27 年度「別府市教育行政基本方針」についても A 案がいいのではないかというご意見をいただいておりますの

で、A案でいかがかと思えます。以上でございます。

**寺岡教育長** 事務局の方から、来年度の教育行政基本方針の提案がございました。まず、内容からでございますが、「『教育のまち 別府』を目指して」の所で、「産み、育て」という文言がございましたが、それはいかがなものかというご指摘をいただきまして、「別府市教育委員会では、学校・家庭・地域が協働した子育てのしやすいまちづくりを推進し、郷土への誇りと夢を併せ持つ豊かな人間性や社会性を備えた『別府っ子』を（略）」と変えております。それと、「幼小中連携教育の推進」の中も、わかりやすく変えております。何かございましたら、ご意見をお願いいたします。

**福島委員** この英訳はいいんですか。

**教育次長** 英訳につきましては、教育長からもご指摘をいただきましたので、ALTや文化国際課に、もう一度見直しをお願いしています。

**寺岡教育長** ちょっと違和感があるような訳が多いので。

**福島委員** 多いですね。成人式の時の英訳もおかしかったですよね、かなり。文化が違う人が英訳すると、やっぱりああいう風になるんでしょうけど、我々の文化の感じではないですね。

**高橋委員** 「二十歳」というのが入っていなかったですね。

**福島委員** 「二十歳」は、twenty years old くらいの英訳が一番いいですね。だから、ALT頼みではなくて、我々の文化をきちんとわかっている人が翻訳しないと、何となく違和感がありますね。

**明石委員** 英訳が統一されていませんでしたからね。後で調べてみたんですが、やっぱり間違っていましたね。New Adult Celebration というのは無いです。

**寺岡教育長** そういう訳は無いですね。では、英訳につきましては、もう少し信頼できるような文部科学省等のやり方を参照していくということで、その他よろしいでしょうか。平成27年度の内容とはかなり変わっておりまして、重要施策として具体的にこれをやるんだという示し方をしています。事務局としては非常に厳しい内容となっておりますので、来年度必ずこういう目標あるいは指標を達成しようということでございますので、非常に具体的に書かれているとは思いますが。色については、また業者と話をしていくということで、よろしいですか。

**明石委員** このままでいくんですか。（「『教育のまち 別府』を目指して」の所で「社会性」の「性」だけが下の行に来ているから、行詰めるか外すかしないと。

**寺岡教育長** 事務局、よろしいですか。行の配置に関する事です。

**明石委員** このままだとおかしいです。

**寺岡教育長** では、次に表紙でございますが、事務局案はA案ということでございますが、B案、C案、D案もございます。前はA案がいいというご意見がございましたが、学校、家庭、地域、あるいは知、徳、体等様々な視点から掲載されていると思いますが、いかがでしょうか。授業風景と、地域の方が入っているのと、学校行事とでございますが。

**福島委員** A案が良さそうですね。

**高橋委員** そうですね。私もA案がいいと思います。

**明石委員** 一番上のメインの所がちょっと、どうですかね。下3つ（の写真）は、僕は問題ないと思うんですけど。

**寺岡教育長** 授業風景ですね。

**明石委員** というのは、真ん中右は人がいっぱいいるじゃないですか。メインの写真は人がえらく少ないので。

**寺岡教育長** では、メインの授業風景の写真について一考するというところで。

**明石委員** 人数が多い写真と入れ替えたらいいと思いますね。

**高橋委員** 真ん中右と入れ替えるということですね。

**明石委員** 折角だから、多い方を大きくしたらどうかなと思っただけですけど。

**福島委員** 上が（通常の）授業でしょう。真ん中右はコミュニティ・スクールの写真ですよ。

**明石委員** あんまり小さいから、よくわかりません。（一番上の写真で、）左側に立っているのは生徒ですか。

**寺岡教育長** そうですね。

**明石委員** もうちょっと右側もあった方がいい気がしますね。

**寺岡教育長** 女子生徒が写っている辺りですね。

**明石委員** 女子が多くて、なぜか男子が1人だけしか写っていないから。男子と女子が半々くらいないと。

**高橋委員** そうですね。

**寺岡教育長** では、事務局から再提案をしまして、持ち回りや連絡で対応するというこ

とでよろしいでしょうか。

**明石委員** お任せします。

**寺岡教育長** 人権同和教育啓発課参事兼学校教育課参事、よろしいですか。男女参画という視点では。

**人権同和教育啓発課参事** はい。

**教育次長** この件は事務局で検討して、教育長と相談しながら印刷業者に出したいと思います。

**寺岡教育長** では、議事日程第2については、そのように対応するというので、よろしいですか。

※全委員了承、教育長一任で議決

**寺岡教育長** 平成27年議第65号は議決いたしました。

---

## ◎ 別府市公民館条例施行規則の一部改正について

**寺岡教育長** それでは、議事日程第3、平成27年議第70号 別府市公民館条例施行規則の一部改正について、継続審議となっておりますが、生涯学習課長よりお願いします。

**生涯学習課長** ご説明いたします。前回ご指摘をいただいた部分でございますが、2ページをお開けいただきたいと思っております。新旧対照で様式を出しておりますが、(様式第1号)「2 使用施設」の項目で、なぜ施設名を削除したのか、使いにくいのではないかとのご指摘がございました。別府市総務課の法規担当と協議をいたしまして、現行のように書いてしまうと、部屋の名前が変わった時、あるいは条例改正をした時に、全て1回1回条例改正しないといけないので、条例上は左の改正案のとおり(部屋の名前を)削除して空欄にした方が使いやすいこと、しかしながら、実際は各地区公民館の実情に合わせまして、右の現行のように(部屋名を)入れて使っても差し支えないということでございましたので、そういった運用をしていきたいと考えております。

**寺岡教育長** 条例上、様式は改正案で、地区公民館では実情に応じて現行のように運用するというのでございますが、教育委員の皆様、いかがでしょうか。

**高橋委員** 運用上で、例えば各地区公民館の施設の名称が書かれた印鑑のようなものを押すだけでいいように、地区公民館側で(準備)してくれるのか、それとも申請する時に使用者が手書きで記入するのかについて、はっきりさせ

た方がいいと思います。

**生涯学習課長** それは、各地区公民館で予め印刷をいたします。地区公民館によって、研修室等の部屋の名前が違いますので、実状に合わせて名前を入れておくということです。

**高橋委員** わかりました。

**福島委員** やっぱりダブルブッキングにならないようにするのが第1の目的だから、そのためには施設毎に固有名詞がきちんとわからないと。受け付ける人はわかるんですかね。わかればいいんですけど。

**生涯学習課長** 地区公民館毎で受け付けまして、台帳に記入していきますので、通常であればダブルブッキングは起こらないということです。

**寺岡教育長** その他ございませんでしょうか。議事日程第3は議決ということで、よろしいですか。

※全会一致で議決

**寺岡教育長** 平成27年議第70号は議決いたしました。

---

## ◎ 別府市市民会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について

**寺岡教育長** それでは議事日程第4、平成27年議第71号 別府市市民会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について、継続審議となっております。生涯学習課長よりお願いします。

**生涯学習課長** 7ページです。先ほどの議第70号と同様の理由で、(様式第1号)「2使用施設」の項目で、条例上は別府市市民会館の施設名を削除して空欄にし、あとは運用上で施設の名前を書かせていただきたいと思いますと考えております。

**寺岡教育長** いかがでしょうか。別府市公民館条例施行規則と同じ扱いにしたいということですが。  
今度の新しい「別府市公会堂」につきましては、別府市市民会館と別府市中央公民館はどういう配置になっていますか。

**生涯学習課長** 前回の定例教育委員会でも説明させていただきましたが、1階部分が全て別府市中央公民館、2、3階につきましては別府市市民会館という使用用途になります。建物全体の愛称的な呼び名として、「別府市公会堂(中央公民館・市民会館)」となります。

**寺岡教育長** 建物そのものの名称は「別府市公会堂(中央公民館・市民会館)」と。生涯学習課長、「別府市公会堂(中央公民館・市民会館)」の竣工式はいつ

ですか。

**生涯学習課長** 今のところ、平成28年3月7日（月）14時からを予定しております。日程の都合はあろうかと思えますけれども、前後に議会の関係がありまして、その日にさせていただきます。またご案内を申し上げます。

**寺岡教育長** では、議事日程第4については議決ということよろしいでしょうか。

※全会一致で議決

**寺岡教育長** 平成27年議第71号は議決いたしました。

---

## ◎ 別府市立少年自然の家の設置および管理に関する条例の一部改正について

**寺岡教育長** それでは議事日程第5、平成27年議第72号 別府市立少年自然の家の設置および管理に関する条例の一部改正について、継続審議となっております。生涯学習課長よりお願いします。

**生涯学習課長** 12ページをお開けいただきたいと思います。新旧対照表左側の改正案では、第5条（第1号）で、今回「学校行事として使用する」という部分を削除しております。この件につきまして、前回の定例教育委員会で残すべきではないかというご指摘をいただきました。この点でございますけれども、私の方で説明が足りなかったかと感じておりますが、例えば子ども会や留学生との交流会で小中学生が参加する場合、更に今まで行っていた学校行事も含めまして、（使用者の範囲を）小中学生及び（第5条第1号から第4号まで）という形にさせていただきます。それと、小中学生を含む場合、ごく少人数で申し込みができるかという点もご指摘ございましたけれども、集団研修ができる人数ということで、通常は概ね15名程度としており、現在も例えば1人2人の申し込みの場合は、丁寧に事情を説明してからお断りさせていただく状況でございますので、同じような運用をさせていただきたいと考えております。以上でございます。

**寺岡教育長** 別府市立少年自然の家の設置および管理に関する条例第5条（第1号）で、「学校行事として使用する」という文言を残すべきではないかというご意見がございましたけれども、子ども会等も全て含めた捉え方をしたいということで、一応削除と。

**生涯学習課長** はい、お願いしたいと思います。

**寺岡教育長** 使用料につきましては、一応改正案のとおりと。

**生涯学習課長** はい、使用料につきましては、（改正案別表のとおり）100円、100円、500円とさせていただきますと思います。

**寺岡教育長** 利用人数は、15名程度と。

**生涯学習課長** 概ね15名程度で考えております。

**寺岡教育長** 教育委員の皆様、何かございましょうか。

**明石委員** そしたら、前回福島委員がおっしゃったことはいいんですか。おじいさんが孫を連れて来るといのは。

**生涯学習課長** その点につきましては、先ほどご説明しましたように、現在集団研修ができるのは概ね15名程度と判断させていただいておりますので、1人2人というのはなかなか現状では難しいと考えております。その点は説明しながら丁寧にお断りしておりますので、同じような運用をさせていただきたいと考えております。

**明石委員** だけど、改正案からいったら、断れないんじゃないですかね。

**福島委員** 書いていないですからね。

**生涯学習課長** その辺りは、運用の中で（対処）させていただきたいと思います。あまり学校行事ということで限定してしまいますと、例えば先ほど申しました留学生との交流会や子ども会はどうなるのかという判断にもなりますので、今回「学校行事」の部分をあえて削除させていただいております。

**明石委員** それはいいですよ。問題は、断ることができないんじゃないですかという事です。相手は4、5名だけで、15名程度じゃないからというように。

**福島委員** 断っていいようにしておかないと。概ね15名程度と。

**生涯学習課長** 別府市立少年自然の家「おじか」の職員ともその辺りについて話をいたしました。現状でも少ない人数の場合はお断りしているということですので、そのままいけるのではないかと感じております。

**福島委員** 書いていないから来るんじゃないんですか。

**生涯学習課長** 前段として、第3条に行う事業として、（第1号に）「集団宿泊研修」を行うこととなっておりますので、一応集団として判断する基準がここになるのではないかと考えております。

**福島委員** 集団というのは、4、5人からが集団ではないんですか。

**生涯学習課長** いえ、別府市立少年自然の家「おじか」では、実質集団研修の活動ができる人数ということで、設定をさせていただいております。

**福島委員** 10名とか15名とか書いていたら、もう5名くらいでは絶対来ないと思います。



**明石委員** 第3条というのは、こういう事業を行うということだけであって、野外観察等も並列なんでしょう、第1号から第5号まで。

**生涯学習課長** そうです、はい。

**明石委員** なら、家族で野外観察するというのも悪くない（ことになります）。

**福島委員** 抜け道があるんでしょうか。この人は、5名でもいいとか。もしあるんだったら、集団とは15名程度と書くべきだと思います。

**生涯学習課長** そこはどうなのか私は話を聞いていないんですけども、人数を決めるのは非常に難しいかなと思います。一応15名程度を目安にということで。

**福島委員** わかるんです。だけど、書いていなかったら、集団とは日本語の定義で4、5名も含むと言われたら、断れないじゃないですか、社会常識的に。だから、書けばいいんですよ。

**明石委員** 書いた方がいいですよ。

**福島委員** 集団とは、ということを書くんですよ。書かないことに固執するということは、特定の人に貸している可能性があるのでは。

**明石委員** 5、6名の人に貸しているんじゃないんですか。

**生涯学習課長** いえ、さすがにそれは無いと思います。

**福島委員** であれば、4、5名を集団とすればいいですよ。

**高橋委員** 但し書きか何かを入れて、家族の場合は3家族以上にする等の条項を作るとか。

**福島委員** 変に抜け道があるのは、良くないですよ。だから、「集団」と書いていますからね、集団とは最低4、5名以上ですというようなことを書いておくといいんじゃないですかということを行っているだけです。

**明石委員** それと、第4条と第5条を入れ替えた方がいいような気がしますね。第3条が事業で、第5条が使用者についてなのに、何で第4条（職員）が間に入っているんでしょうかね。

**生涯学習課長** 当初からそのままになっています。

**明石委員** 第3条があって、そして次に第5条のような気がしますね。そうしたら、もっとわかりやすいですね。

**福島委員** どちらにしてもスペースが決まっているんですから、きちんとしておいた方が。

**明石委員** 折角変えるんなら、きちんと。

**生涯学習課長** わかりました。その点も含めて、また整理をさせていただきます。

**明石委員** いきなり第4条が変な所に来ていますから。

**生涯学習課長** 確かに、言われるとおりだと思います。

**寺岡教育長** それでは、議事日程第5につきましては再考ということ。

**生涯学習課長** すみません、平成28年4月1日に施行するためには、次回の定例教育委員会を経ますと平成28年第1回市議会定例会の上程に間に合わなくなりますから、臨時教育委員会で議決をお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

**寺岡教育長** では、議事日程第5についてはそのような対応でよろしいですか。

※全委員了承、継続審議へ

---

## ◎ 別府市文化財保護審議会への諮問について

**寺岡教育長** それでは議事日程第6、議第1号 別府市文化財保護審議会への諮問について、生涯学習課長よりお願いします。

**生涯学習課長** 議第1号 別府市文化財保護審議会への諮問について、別府市文化財保護条例第26条第3項の規定により議決を求めるものでございます。14、15ページをお開きいただきたいと思います。議事日程第4で少し話が出ましたが、別府市中央公民館と別府市市民会館が入る建物については、現在別府市の有形文化財に指定されており、その文化財名称が「別府市中央公民館」となっております。これを、平成27年議第69号の議決に合わせて、「別府市公会堂」という文化財指定名称に変更をする内容で、別府市文化財保護審議会へ諮問をさせていただきたいと考えております。以上でございます。

**寺岡教育長** 別府市指定有形文化財「別府市中央公民館」の名称変更でございますが、何かございませんか。よろしいですか。では議事日程第6については、「別府市公会堂」に名称変更する旨を諮問する内容で議決ということよろしいでしょうか。

※全会一致で議決

**寺岡教育長** 議第1号は議決いたしました。

---

## ◎ 別府市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正について

**寺岡教育長** それでは議事日程第7、議第2号 別府市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正について、教育次長兼教育総務課長よりお願いします。

**教育次長** 議第2号 別府市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により意見を求めるものでございます。  
17ページの下に提案理由を書いております。「統合により西幼稚園と青山幼稚園の廃園に伴い、条例を改正しようとするものである。」ということで、18ページに別府市立学校の設置及び管理に関する条例の別表第3を掲載しております。右側が現行で、左側が改正案です。「西幼稚園」及び「青山幼稚園」の項を削除して、「山の手幼稚園」を新たに位置づけるということでございます。以上でございます。

**寺岡教育長** 何かございませうか。議事日程第7については、議決ということによろしいでしょうか。

※全会一致で議決後、修正案を作成することで再議決（議事日程第9参照）

**寺岡教育長** 議第2号は議決いたしました。

---

## ◎ 別府市立学校職員の給与等に関する条例の一部改正について

**寺岡教育長** 議事日程第8、議第3号 別府市立学校職員の給与等に関する条例の一部改正について、教育次長兼教育総務課長よりお願いします。

**教育次長** 議第3号 別府市立学校職員の給与等に関する条例の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により意見を求めるものでございます。  
21ページをご覧ください。別府市立学校職員の給与等に関する条例の新旧対照表でございます。右側が現行でございますけれども、「地方公務員法第24条第6項」を「地方公務員法第24条第5項」に改めます。22ページに、地方公務員法（新旧対照条文）を掲載しております。上は一部改正後でございますが、下の旧の第24条第2項「前項の規定の趣旨は、できるだけ速やかに達成されなければならない。」が削除されましたので、（以下の項）全体が1つずれるという形になります。地方公務員法の旧第24条第6項「職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。」が、一部改正後は第24条第5項と変わることに伴って、別府市立学校職員の給与等に関する条例も、一部改正するという内容でございます。以上です。

**寺岡教育長** 何かございませんでしょうか。  
確認ですけど、学校職員の給与については、来年度からはいわゆる人事評価制度が入ってくるということで、管理職から能力別給与になることに伴うということでしょうか。つまり、これは平成 28 年度から管理職の期末勤勉手当について、能力への評価に応じて違ってくるこの前提ですよ。

**学校教育課長** 一応（別府市立学校職員の給与等に関する条例の対象）は別府市の職員ですけれども、現在学校の校長、教頭に関しましては、平成 27 年 10 月に行いました人事評価の結果で、評価が高かった校長、教頭については、今度の 6 月の期末手当、ボーナスの率が高くなります。

**教育次長** （別府市立学校職員の給与等に関する条例）は、別府市立学校職員が対象です。今の学校教育課長の説明は、県費負担職員、小中学校の教職員についてです。

**寺岡教育長** そうですけど、今度は県から下りてきますよね、すぐ。

**学校教育課長** もう既に下りてきております。

**明石委員** そういうことだったんですね。

**学校教育課長** 地方公務員法（の一部改正）の公布後、施行されてから 2 年以内に実施しなければならないということで、平成 28 年度から実施されるようになっております。

**寺岡教育長** そうですよ。また組合との交渉がどうなるかですけど。

**学校教育課長** これについては、県の方の妥結事項です。

**寺岡教育長** ということですので、非常に大きく変わってきます。

**明石委員** ちなみに、組合員ではないんでしょう、校長、教頭は。

**学校教育課長** 違います。

**寺岡教育長** 議事日程第 8 については、議決ということよろしいでしょうか。

※全会一致で議決

**寺岡教育長** 議第 3 号は議決いたしました。

---

## ◎ 別府市立小学校・中学校学校管理規則の一部改正について

**寺岡教育長** 議事日程第 9 でございます。議第 4 号 別府市立小学校・中学校学校管理

規則の一部改正について、学校教育課長よりお願いします。

**学校教育課長** 議第4号 別府市立小学校・中学校学校管理規則の一部改正について、別府市教育委員会所管事務委任規則第2条第1項第2号の規定により議決を求めるものでございます。

24、25ページをお開きください。一番下に改正理由がございますが、「西小学校と青山小学校を統合し、山の手小学校を設置することに伴い、規則を改正しようとするものである。」ということで、25ページの新旧対照表をご覧ください。左側が改正案でございますけれども、まず別府市立小学校・中学校学校管理規則の別表第2をご覧ください。別府市内には、2つの学校支援センターがございます。別府市立中部中学校中部支援センターと、別府市立青山中学校青山支援センターで、それぞれにつきまして連携校が決まっております。別府市立西小学校と別府市立青山小学校は別府市立中部中学校中部支援センターの連携校でございますが、その2校の統合後に別府市立山の手小学校を設置することにより、「別府市立西小学校」と「別府市立青山小学校」を削除し、「別府市立山の手小学校」を新たに入れるものでございます。それから、別表第1は第21条に関係しておりますので、標記の「別表第1」の後に「(第21条関係)」、同様に「別表第2」の後に「(第21条の2関係)」、「別表第3」の後に「(第21条の2関係)」という文言を追加しているものでございます。以上でございます。

**寺岡教育長** 何かございませんでしょうか。

**福島委員** この(別表第2の学校名の)順番は、どうやって決めたんですか。

**学校教育課長** 順番につきましては、実は別府市立学校の設置及び管理に関する条例(別表第1及び第2)に基づいて、表を作っております。ちなみに、実は、「別府市立南小学校」については、以前合併で新しい別府市立南小学校ができた際にこの表だけ順番を変えて一部改正しておりましたが、今回は別府市立学校の設置及び管理に関する条例に合わせて並べ直そうとしているものであります。

**福島委員** 元はどうなんですか。

**寺岡教育長** 基本的には、学校が設置された順番でしょうか。

**教育次長** 私もそうだと思ったんですが、おそらく、当時の別府市立南小学校と別府市立浜脇小学校を廃止して新たに「別府市立南小学校」ができた時に、本来であれば一番下に位置づけるはずが、別府市立南小学校の校名を残して、「別府市立浜脇小学校」だけを削除したのではないかと推測されます。つまり、旧南小学校の位置で一部改正をしたので、私も最初見た時はおかしいなと思ったんですが、多分そういうことだろうと考えられます。

**高橋委員** そうでしょうね。

**寺岡教育長** では、今回の「別府市立西小学校」と「別府市立青山小学校」の場合はどうなりますか。

**教育次長** きちんと「別府市立西小学校」と「別府市立青山小学校」を削除しまして、「別府市立山の手小学校」を一番下に持っていきますので、一番新しい学校という形になります。

**寺岡教育長** そうですね。おかしな気がしますね。別府市立南小学校と別府市立浜脇小学校は両校とも廃校したから、今のは新しい「別府市立南小学校」ですよ。

**高橋委員** だけど、（別表第2の「別府市立南小学校」の位置は）そのままになっていて、「別府市立浜脇小学校」だけが削除されていたんですね

**明石委員** 新しい「別府市立南小学校」だから、校歌も全部変わったんですよ。だから、下に持ってこないと悪いですよ。

**福島委員** 統一性が無いような感じがしますね。

**高橋委員** 学校が出来た順で考えるならば、（旧）別府市立北小学校が一番上になりますよね。

**寺岡教育長** そうなりますよね。

**高橋委員** その次は（旧）別府市立野口小学校ですよ。でもそうならないということは、別府市立別府中央小学校が新しく出来たから下に来ているからね。

**明石委員** だから、もう1回整理し直した方がいいんじゃないですか。

**教育次長** 時間的に、（別府市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正案を）議会に上程する前に、次回の教育委員会で審議するのに間に合わない場合は、もう一度確認して、議事日程第9でのご意見も踏まえた議第2号の修正案を上程してよろしければ、事務局の方で対応いたします。

**福島委員** ABCやあいうえお順、生年月日で決めましたとかでね。

**明石委員** 何かしておかないと、変わる場合は。

**福島委員** （議事日程第7の）幼稚園も新しい「山の手幼稚園」が下に来ているから、多分そうだろうなと思って見ていたんですけど。

**教育次長** そうです。

**明石委員** あいうえお順でもいいんじゃないか、とも思いますけど。

**福島委員** 私も、（どのやり方がいいか）わからないですけど。

**教育次長** この際、検討します。

**寺岡教育長** そうですね、よろしく申し上げます。吸収（合併）ではないですからね。（別府市立西小学校と別府市立青山小学校が）両校とも廃校してから新しくなりますからね。

**高橋委員** そうですね。

**学校教育課長** 教育総務課とも相談しまして、「別府市立南小学校」を、現行のとおり「別府市立別府中央小学校」の上に戻す方向で考えたいと思います。

**寺岡教育長** よろしくお願いいたします。では、議事日程第9については、議事日程第7と共に事務局で修正して対応するというところでよろしいでしょうか。

※全委員了承、一部修正することで議決

**寺岡教育長** 議第4号は議決いたしました。

---

## ◎ 別府市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部改正について

**寺岡教育長** 議事日程第10、議第5号 別府市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部改正について、学校教育課長より申し上げます。

**学校教育課長** 議第5号 別府市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部改正について、別府市教育委員会所管事務委任規則第2条第1項第2号の規定により議決を求めるものでございます。

これにつきましても、先ほどの議事日程第9と同じように、別府市立西小学校と別府市立青山小学校を統合し、別府市立山の手小学校を設置することに伴い、規則を改正しようとするものでございます。28ページをご覧ください。右側が現行で、左側が改正案でございます。通学区域について、「西小学校」は「光町、中島町、（略）」と、「青山小学校」は「中央町、田の湯町、（略）」とあります。それらを削除いたしまして、「別府中央小学校」の項の下に「山の手小学校」を加えまして、（現行の）「西小学校」と「青山小学校」の通学区域を全て併せて、新しい通学区域としております。それに伴いまして、中学校通学区域についても、現行では「山の手中学校」の通学区域は「青山小学校区全部、西小学校区全部、（略）」と記載しておりますけれども、それを改正案では「山の手小学校区全部、（略）」と改正しようとするものでございます。以上でございます。

**寺岡教育長** よろしいでしょうか。「青山小学校」と「西小学校」の通学区域をそのまま「山の手小学校」の通学区域にして、中学校区も準じているようです。

**福島委員** 順番をきちんとやっておかないと、全て（影響が）出てきますね、これからも。

**明石委員** 本当に順番がね。中学校もよく吟味しておかないと、いろいろと。

**寺岡教育長** 大丈夫ですね、学校教育課長。

**学校教育課長** はい。

**寺岡教育長** 議事日程第10については、議事日程第9と同様に、議事日程第7と共に事務局で修正して対応するというところでよろしいでしょうか。

※全委員了承、一部修正することで議決

**寺岡教育長** 議第5号は議決いたしました。

---

## ◎ 閉会

**寺岡教育長** その他、教育委員の皆様から何かございましょうか。  
よろしいですか。以上をもちまして、平成28年1月の定例教育委員会を全て終わりたいと思います。

---

・発言の内容について、単純ミスと思われる字句、重複した言葉づかい等を整理の上作成しています。